

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、昭和平年〇月A会社（以下「会社」という。）に雇用され、プリンターのトランスに接着剤「B」を塗布する作業等に従事していた。

請求人は、平成〇年頃から「眼が赤くなって潤む」、「喉が詰まったような状態」等の症状が発現したことから、同年〇月〇日C医院に受診し「薬物アレルギー」と診断され、同月〇日にはD病院に転医し「接着剤中毒疑い」と診断され、治ゆ再発を経て、複数の医療機関において加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は接着剤「B」の主成分である化学物質（2-シアノアクリル酸メチル）によるものではなく、また、化学物質過敏症については業務との因果関係が明らかではないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、請求人が訴えている多様な症状は、請求人が、業務中にBにばく露したことが原因であることは明らかである旨主張する。

(2) 一方、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人には、接着剤中毒としての後遺障害は認められないと述べ、E医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、接着剤中毒に特徴的な皮膚、気道及び粘膜病変に起因する障害はなく、D医師同様、接着剤中毒による障害は認められないと意見を述べている。

(3) そこで、当審査会において、再度一件記録を精査したが、請求代理人の主張を裏付ける客観的な資料は見いだせず、本件の経緯及び医証等からみて、当審査会も請求人には、接着剤中毒としての後遺障害は認められないものと判断する。

(4) また、化学物質過敏症については、決定書理由第2の2の(2)のイの説示のとおりであり、業務との相当因果関係を認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。